

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和3年第1回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和3年3月9日（火） 開会：午前10時 閉会：午後 0時31分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第30号 令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）のうち所管の補正予算

議案第31号 令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第32号 令和2年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第34号 令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第35号 令和2年度筑西市病院事業債管理特別会計補正予算（第2号）

議案第38号 筑西市介護保険条例の一部改正について

議案第39号 筑西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

議案第41号 筑西市立学校設置条例の一部改正について

議案第54号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（分割付託）

議案第55号 筑西市介護保険条例の一部改正について

議案第56号 令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）のうち所管の補正予算

4 出席委員

委員長	小島 信一君	副委員長	小倉ひと美君			
委員	保坂 直樹君	委員	増渕 慎治君	委員	真次 洋行君	
委員	秋山 恵一君	委員	榎戸甲子夫君	委員	三浦 譲君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 松本 奈美君

委員長 小島 信一

○委員長（小島信一君） ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

議案審査の順序ですが、補正予算議案6案、条例議案5案について、それぞれ所管部ごとに審査願いたいと存じます。

また、筑西市議会基本条例第19条の申合せにより、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手をお願いします。

それでは、審査に入ります。

初めに、保健福祉部です。

議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査願います。

なお、議案第30号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思っております。

それでは、健康増進課から説明願います。

○健康増進課長（外山知子君） 健康増進課の外山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 外山健康増進課長、お願いします。

○健康増進課長（外山知子君） 議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、健康増進課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、22、23ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6節6雑入（衛生）、説明欄51、あけの元気館等複合施設駐車場整備事業協力金1億3,120万5,000円を増額するものでございます。この協力金は、あけの元気館等複合施設の駐車場整備に当たりまして、茨城県開発公社から支援が受けられるものでございます。

本市では、あけの元気館等複合施設利用者の慢性的な駐車場不足を解消すべく、以前から駐車場の拡張整備について検討してきたところでございます。そういった中、茨城県開発公社から、つくば明野北部拡張事業の代替地を市が駐車場として整備してはどうかと提案がございました。駐車場整備に当たりましては、筑西市民の保健福祉の向上と茨城県開発公社が造成を行ったつくば明野工業団地、つくば明野北部工業団地に勤務する人々の健康増進等を目的として支援が受けられるとのことでもございましたので、市内部で協議を行った結果、駐車場用地の確保及び財政面から、本市にとって有益であると判断したものでございます。協力金の内容は、駐車場整備代金、賃借料負担額、用地取得費でございます。

次に、26、27ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、基金管理費、24積立金、公共施設整備基金積立金1億3,120万5,000円でございます。これは先ほど歳入で申し上げた茨城県開発公社からつくば明野北部工業団地開発事業代替地活用の協力金を公共施設整備基金に繰り入れるものでございます。内訳としまして、駐車場整備代金3,600万円、賃借料負担額1,000万円、用地取得費8,520万5,000円、合計1億3,120万5,000円

でございます。通常の歳入処理ではなく、公共施設整備基金に繰り入れることで、今後事業を推進していく上で協力金を有効かつ正式に活用していきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願ひます。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 県の開発公社の用地の代替地ということですが、よく中身が分からないのですが、要するに、今のあけの元気館の近くにある土地2か所、それをつくば明野北部工業団地の土地と交換をするという意味なのかなというふうに思いますが、分からないのは、その用地費として上がってくるならばあれなのですが、賃借料だとかということ、あと整備費、整備費が上がってくるということは、もう工事できるということになると思うのですけれども、その辺の中身についてもうちょっと説明をお願いします。

○委員長（小島信一君） 外山健康増進課長さん、よろしいですか。

○健康増進課長（外山知子君） お答えいたします。

この流れでございますが、代替地を活用した駐車場整備の提案につきまして、茨城県開発公社が造成を行ったつくば明野工業団地、つくば明野北部工業団地に勤務する人々の健康増進や保健福祉の向上など、本市における工業団地開発の一環として支援の提案を受けたものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 質問は、その流れと、もうちょっと詳しい話というのですか、土地を代替地にするのかどうかというところなのですか、多分土地は代替地ではないですね、恐らく基金を提供してくれて、それで取得して買うという話だと思っておりますが、もう少し具体的に説明してあげてください。

駐車場になる土地というのは、あけの元気館のすぐ近くの土地なのでしょう。

○健康増進課長（外山知子君） そうでございます。南側の土地と西側の土地になります。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 趣旨ね、発言ではないです、趣旨説明。土地の所有者は誰になるのかということが、その中身に関係するのだと思うのですが、交換すると、代替地として交換する……

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） どうでしょう、その土地の所有者等資料にあれば、詳しくなければあれですけども。

赤城保健福祉部長。

○保健福祉部長（赤城俊子君） ご答弁申し上げます。

土地の所有者の方につきましては、申し訳ありません。ちょっと個人名なので控えさせていただきたいと思ひます。

○委員（三浦 譲君） そうではなくて、今の所有者ではなくて、それが代替地として、それが北部工業団地のほうにいくという意味ではないのですか。その辺が、なのに現在のあけの元気館のそばの土地は賃借料だとかという話が出てくるから、要するに所有者が替わるという意味で言っているのかなと思うのですが。

○委員長（小島信一君） 赤城保健福祉部長。

○保健福祉部長（赤城俊子君） 所有者の方につきましては、現在明野北部工業団地のところにかかっている方の名義になります。最終的には名義になります。それに伴いまして、筑西市として駐車場を活用するということになりますので、その賃借料のほうを開発公社のほうから事前にいただいて基金のほうに積み立てるという形になります。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

（「私は分からない」「分かれよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） では、真次委員。

○委員（真次洋行君） その代替地を今度はするわけですが、それで今度は、今私も時々利用させてもらっています。これどのくらいの台数が止められる平米と計画になるのですか。

○委員長（小島信一君） 外山健康増進課長。

○健康増進課長（外山知子君） お答えいたします。

まず、台数でございます。駐車場は350台分を予定しております。平米でございます。平米は1万185平方メートルでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、350台というと、今までのプラスではなくて、トータルという意味ですか、これ。新しく350台また止められるということですか。

○委員長（小島信一君） 外山健康増進課長。

○健康増進課長（外山知子君） お答えいたします。

今まで120台止められたのですけれども、そこを、今は車が大きくなっておりますので、その駐車スペースを80台にいたしまして、40台が減になるわけなのですけれども、それも合わせまして350台分になる。合計すると430台分ということになります。

以上でございます。

（「あれですか、120台が450台になるのですか」と呼ぶ者あり）

○健康増進課長（外山知子君） （続）そうです。そのとおりでございます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら県の開発公社からということで、工事費とか全て開発公社で負担してもらうのか、市で出す分はないのかということが1点と、工業団地に通勤する方の健康増進の向上ということなのですが、何か工業団地通勤者があけの元気館を使うメリットというのですか、利用促進のことも考えているのかについてお願いします。

○委員長（小島信一君） それでは、その2点について、外山健康増進課長、お願いします。

○健康増進課長（外山知子君） お答えいたします。

市で出すものはございません。

それから、2点目の工業団地へのあけの元気館への利用でございますが、今後広報活動は周知して検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） メリットは健康増進ということですか。

○健康増進課長（外山知子君） そうでございます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、地域医療推進課から説明願います。

○地域医療推進課長（宮田勝人君） 地域医療推進課、宮田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼します。

○委員長（小島信一君） 宮田地域医療推進課長、お願ひします。

○地域医療推進課長（宮田勝人君） それでは、議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、地域医療推進課所管につきましてご説明申し上げます。

それでは、22、23ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6節6雑入、説明欄38、県西総合病院組合医療収入45万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは県西総合病院の未収患者分の診療報酬でございます。

次に、30、31ページをお開き願います。3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説明欄、県西総合病院組合清算事業51万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。この清算事業は、県西総合病院の未収患者分の診療報酬等で歳入があったことにより、筑西市と桜川市との負担割合、筑西市19.36%、桜川市80.64%の割合において桜川市へ支出するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、医療保険課から説明願います。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 医療保険課の坂谷です。よろしくお願ひします。着座にて失礼します。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長、お願ひします。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄1、国民健康保険事業費負担金（保険基盤安定）271万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄1、国民健康保険事業費負担金（保険基盤安定）418万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。これらは、法定の保険税軽減分及び保険者支援分の国と県の負担分が確定したことによるものでございます。減額は被保険者数の減少によるものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目4国民健康保険事業費、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金9,328万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。詳しくは、国民健康保険特別会計補正予算でご説明いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、障がい福祉課から説明願います。

○障がい福祉課長（野村 武君） 障がい福祉課の野村です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 野村障がい福祉課長、お願いします。

○障がい福祉課長（野村 武君） それでは、議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、説明欄32、自立支援医療費等負担金252万円、説明欄36、障害者等福祉サービス費等負担金7,045万8,000円、説明欄38、障害児施設措置費（給付費等）負担金3,810万8,000円の増額補正をそれぞれお願いするものです。障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、説明欄22、自立支援医療費等負担金126万円、説明欄26、障害者等福祉サービス費等負担金3,522万9,000円、説明欄32、障害児施設措置費（給付費等）負担金1,905万4,000円の増額補正をそれぞれお願いするもので、国庫負担金でご説明いたしました障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、障害者自立支援医療給付費504万円。

次のページをお開き願います。障害福祉サービス費給付事業2億1,713万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは障害者総合支援法に基づく自立支援医療給付費の中の更生医療給付費と障害福祉サービスの中の主に生活介護、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している方に係る経費であり、利用人数の増加や利用料の増加に伴うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 利用増ということですが、この状況はどういうところですか、あと背景と。

○委員長（小島信一君） これは今の全部に関してですか。

（「そうです、全部」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 野村障がい福祉課長、お願いします。

○障がい福祉課長（野村 武君） まず、自立支援医療費に関しましては、障害者の方の透析等医療費のかかるものでございまして、全体に1割程度の増が見込まれていまして、予算から見ますと5%程度の増を見込んでいる状況でございます。

障害福祉サービス費のほうなのですけれども、こちらは主に上げていますように、就労継続のほうが前

年比でいきますと、就労継続支援A型という事業があるのですけれども、そちらが6割程度増となっております。こちらは新しい事業所ができて、利用者人数も増えている状況でございます。あとは就労支援B型というのもありまして、こちら8%程度、あとは児童発達支援で前年比で40%程度、放課後等デイサービスで19%程度の伸びがございます。トータルしますと、全体で1割程度の伸びが現状予測されますので、今回補正2億円ということで上げさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 細かい数字が出ました。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明をお願いします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課、吉原です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） それでは、吉原高齢福祉課長、お願いします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、高齢福祉課、介護保険課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

28、29ページをお開き願ひます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、節27繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金141万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、議案第34号「令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」でご説明申し上げます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（小島信一君） よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第31号「令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について審査願ひます。

医療保険課から説明願ひます。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 医療保険課の坂谷です。よろしくお願ひします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 議案第31号「令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出からそれぞれ9,707万円を減額するものでございます。

10ページ、11ページをお開き願ひます。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款4県支出金、項2県補助金、目5保険給付費等交付金、節2特別調整交付金、説明欄1、保険者努力支援分589万2,000円の増額、説明欄2、特別調整交付金分（市町村分）898万円の減額、説明欄3、県繰入金（2号分）77万円の減額をお願いするものでございます。これは制度改正により、特別調整交付金（市町村分）に係る予算の一部を、同じ特別調整交付金の保険者努力支援分に計上替えするためなどによるものでござい

す。

続きまして、款7繰入金、項1目1一般会計繰入金、節1説明欄1、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）377万7,000円の減額、節2説明欄1、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）542万5,000円の減額、節5説明欄1、財政安定化支援事業繰入金230万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは一般会計から繰り出される法定分の繰出金が確定したことによるものでございます。

そして、その下、節6説明欄1、その他一般会計繰入金8,639万円の減額につきましては、歳出における国民健康保険事業費納付金の減額に伴い、法定外繰入れが減額となるものでございます。

続きまして、款8項1繰越金、目2節1その他繰越金、説明欄1、前年度繰越金7万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは令和元年度特定健康診査等交付金におきまして、実績報告に基づき返還額が生じたことから、前年度繰越金を支出するものでございます。

次のページ、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3国民健康保険事業費納付金9,524万円の減額につきましては、今年度の茨城県への納付金額の確定により減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、項1医療給付費分が8,027万6,000円の減額、項2後期高齢者支援金等分が1,587万5,000円の減額でございます。あわせて、項4精算後追加納付分、目1退職者被保険者等分、節18負担金補助及び交付金、説明欄、退職被保険者等分精算後追加納付分納付金91万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは令和元年度退職被保険者等分に係る国民健康保険事業費納付金の精算と療養給付費等交付金の超過交付により生じた追加納付分でございます。

続きまして、款6保健事業費、項1目1特定健康診査等事業費、節12委託料、説明欄、特定健康診査等受診促進事業190万3,000円の減額をお願いするものでございます。これは新型コロナウイルス感染症の影響で、集団健診を事前予約制とした状態に合わせ、健康受診を勧奨する通知の発送通数を変更したことにより減額するものでございます。

なお、説明欄、特定健康診査等事業及び特定健康診査等受診促進事業並びに、その下、項2保健事業費、目1保健衛生普及費、説明欄、生活習慣病予防対策支援事業につきまして、制度改正等により県から交付金の財源内訳が変更になっております。

次のページ、14ページ、15ページをお開き願います。款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節22償還金利子及び割引料、説明欄、償還金7万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは歳入の中でもご説明いたしました、令和元年度特定健康審査等交付金において、実績報告に基づき返還額が生じたものでございます。

議案第31号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 11ページの説明欄、「保険者努力支援分」、この努力というのはどういうことを言うのですか。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 説明いたします。

保険者は筑西市になっておりまして、筑西市が保健事業を推進するために、市として、先ほどこちらに上がっている健康診査とか人間ドックとか、そういうことを支援する、努力しているという形で県のほう

から頂くお金、いろいろな項目もあるのですけれども、主なものはそういうような市がやっている努力に対するお金でございます。

（「個人でなくて」と呼ぶ者あり）

○医療保険課長（坂谷康弘君） （続）個人ではないです。保険者は私どもでございますので。

（「なるほどね、了解」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 同じところなのですが、法改正によって計上替えをするということなのですが、この意味はどういうことなのか。特別調整交付金を減らして、あるいはなくして、努力支援分のほうに振り分けるとするのは、どういう意味でこういうことをやるのかなと。努力支援のほうには保険税の徴収に関する部分はありますよね、それが大きいのかなという気もするのですが、どうなのでしょう。

○委員長（小島信一君） その2点ですか、振り分けでよろしいのかということと、その裏づけですかね。

坂谷医療保険課長、よろしいですか。

○医療保険課長（坂谷康弘君） ご説明いたします。

特別調整交付金2の市町村分、マイナス898万円と計上されているものが、計上替えによりまして、1の保険者努力支援分のほうに替えるとかというふうな……

（「そっくりね」と呼ぶ者あり）

○医療保険課長（坂谷康弘君） （続）そういう形になりますけれども、そのほかに保険者努力支援分として、ほかの項目のほうでも調整をしているという形でございます、その中に議員さんおっしゃるように、税の軽減分というか、徴収が減った分に対して市から入ってくるお金ももちろんございます。この分、その特別徴収交付金につきましては、その税の補助はないのですが、先ほど言った……

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 要するに、この2の市町村の交付金分をなくして努力支援のほうに振り分けると理解していいのか。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長。

○医療保険課長（坂谷康弘君） お答えいたします。

2から1へのそのくら替えというか、計上替えでございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決をいたします。

議案第31号「令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第32号「令和2年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について審査願います。

引き続き、医療保険課から説明願います。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 議案第32号「令和2年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,858万7,000円を増額する補正予算でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款1項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、節1説明欄1、現年度分1,115万2,000円。

続きまして、同款同項目2普通徴収保険料、節1説明欄1、現年度分743万5,000円、合わせて1,858万7,000円を増額をお願いするものでございます。これらは現在の調定額から新規加入見込み分を含めて増額調整いたしました。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金補助及び交付金、説明欄、後期高齢者医療保険料納付金1,858万7,000円を増額補正でございます。これは後期高齢者新規加入者見込み分に係る増額補正で、後期高齢者医療広域連合に納付金として支出するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決をいたします。

議案第32号「令和2年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について、賛成者の挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第34号「令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について審査願います。

高齢福祉課から説明願います。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課、吉原です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） それでは、吉原高齢福祉課長、お願いします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 議案第34号「令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3,481万8,000円を増額するものでございます。

初めに、10、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目10地域支援事業交付金、節1介護予防事業交付金、説明欄1、現年度分介護予防事業交付金282万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、この後歳出でご説明いたします地域支援事業の増額に伴う国の公費負担割合による交付金でございます。

その下、目14節1説明欄1、保険者機能強化推進交付金1,378万3,000円、その下、同じく目16節1説明欄1、介護保険保険者努力支援交付金1,234万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和2年11月に国庫補助金の交付が決定したことによるものでございます。

次に、款5目1支払基金交付金、目2節1地域支援事業支援交付金、説明欄1、現年度分地域支援事業支援交付金304万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地域支援事業の増額に伴う第2号被保険者の負担割合による公費負担分でございます。

次に、款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節1介護予防事業交付金、説明欄1、現年度分介護予防事業交付金141万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地域支援事業の増額に伴う県の公費負担割合による交付金でございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目10地域支援事業繰入金、節1介護予防事業繰入金、説明欄1、現年度分介護予防事業繰入金141万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地域支援事業の増額に伴う市の公費負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款4地域支援事業費、項3目1介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、介護予防・生活支援サービス事業でございます。財源内訳を先ほど歳入でご説明しました、介護保険保険者努力支援交付金1,234万7,000円に現年度分普通徴収保険料から振り替えるとともに、951万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、要支援認定者、事業対象者の増加に伴う訪問型サービス、通所型サービス費の増加によるものでございます。

その下、目2、介護予防ケアマネジメント事業費、説明欄、介護予防ケアマネジメント事業でございます。財源内訳を先ほど歳入で説明いたしました、保険者機能強化推進交付金551万3,000円に現年度分普通徴収保険料から振り替えるとともに、176万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、要支援認定者、事業対象者の介護予防サービス利用者の増加に伴うケアプラン作成費の増加によるものでございます。

次に、同じく項4目1一般介護予防事業、説明欄、介護予防普及啓発事業でございます。財源内訳の現年度分普通徴収保険料827万円を、保険者機能強化推進交付金へ振り替えるものでございます。

次に、款5項1目1基金積立金、節24積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業2,353万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地域支援事業の財源として保険者機能強化推進交付金と介護予防保険者努力支援交付金を充当したことにより、介護保険料に余剰金が生じたため、基金へ積み立てるものでございます。

議案第34号の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） これ13ページに介護予防ケアマネジメント事業とありますけれども、これは先ほど言った五百何万円返ってくるのか、それと今度はプラス176万4,000円というのですけれども、要支援だ

とか介護のあれを統べるのでしょうかけれども、このケアプランというのは、筑西市で雇ってそういう方々に、これ給付ですから来ているのかどうか、その辺をまず1点お伺いします。

○委員長（小島信一君） よろしいですか、吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） ご質問にお答えいたします。

こちらの介護予防ケアマネジメント事業でございますけれども、こちら要支援1、2の方、それと事業対象者といひまして、その認定には至らなくても、やはりそういった介護の支援が必要な方等につきまして、ケアプランという、介護を適正に利用するためのプランの作成をお願いするところでございます。これは、主に地域包括支援センターで作成をお願いしているところでございまして、その作成料を支払うというものでございます。

説明は以上です。

○委員長（小島信一君） 真次委員、よろしいですか。

○委員（真次洋行君） ということは、包括支援センターという、そこでするのですけれども、結局市のほうでこのお金をそういうところにお渡しすると、要するに事業者がケアプランを出して、その支援センターか分かりませんが、そこに持って行って、その費用をこっちが払うという、そういう意味ですか。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 13ページの介護予防・生活支援サービス事業なのですが、要支援認定者や事業対象者が増えたためということですが、どのような理由から増えたのかが1点と、この増え方というのは、ある程度の見込みどおりの増え方なのかについてお願いします。

○委員長（小島信一君） それでは、今の2点について、吉原高齢福祉課長、お願いします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） ご質問にお答えいたします。

近年の動向といたしましては、介護1、2、3、4、5の介護認定の方については、利用費のほう、給付費のほうの伸びは大してないところで、横ばい状態であるのですけれども、こちらの要支援1、2と事業対象者の方の利用については年々伸びておりまして、平成30年、訪問事業を利用した方が2,006人だったことに対し、令和元年は2,209人になっておりまして、令和3年の見込みとしましては、この令和元年よりも100人ほど増えて、2,300人程度になるのではないかという試算をしております。

また、ケアマネジメントの作成につきましても、やはりそういった利用の方が増えることによりまして、200件程度増えると見込んでおります。ちなみに、ケアマネジメントの件数は、平成30年度5,073件、令和元年度が5,544件、令和3年度は、こちらより200件ほど増え、5,800件ぐらいになるのではないかということで、こちらの補正予算を出させていただいております。

○委員長（小島信一君） 要支援が増えるのですね。

よろしいですか、小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） これでちょっと増えたというので心配したのが、コロナによる外出自粛や公民館利用の制限により、ご高齢の方が認知症を発症する割合が増えたりとか、出歩かないことによる介護状態とか、要支援状態になるのが増えたのではないかというのを心配したのですが、そのようなことは考え

られるのか、お願いいたします。

○委員長（小島信一君） 吉原高齢福祉課長、お願いします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） ご答弁申し上げます。

実際にコロナによる影響でというような検証はできていないところですが、一般的に会話が減れば認知症が増える。出歩かなくなれば、介護度は、身体的な機能は衰えるというようなことは言われておりますので、今後そういったことについて検証をしていかなければならないのかとは思っておりますけれども、現段階ではちょっとそこまでの検証はできておりません。

以上です。

○委員長（小島信一君） 小倉委員、よろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） 今後そのような検証も大切になってくるかと思うので、ぜひデータ分析みたいなこともお願いいたします。

以上です。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第34号の採決をいたします。

議案第34号「令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第35号「令和2年度筑西市病院事業債管理特別会計補正予算（第2号）」について審査願います。

地域医療推進課から説明願います。

○地域医療推進課長（宮田勝人君） 地域医療推進課、宮田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 宮田地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（宮田勝人君） 議案第35号「令和2年度筑西市病院事業債管理特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ5億17万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,437万9,000円とするものでございます。

初めに、昨年9月に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が激減しました茨城県西部医療機構に対しまして、筑西市が特別減収対策企業債を2回に分けて借入れ、その起債を財源としまして、茨城県西部医療機構に貸付けをすることとして、9億1,190万円の補正予算を行いました。1回目の借入れとして4億1,370万円を借入れ、11月に茨城県西部医療機構に貸付けしましたが、新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関への国等の補助金が拡充されたことにより、茨城県西部医療機構の資金繰りに一定のめどが立ったことから、2回目の貸付けは行わないとしたため、減額をお願いするものでございます。

それでは、6、7ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1. 変更でございます。起債の目的、

西部医療機構貸付事業、補正前の限度額9億1,190万円、補正後の限度額4億1,370万円でございます。4億9,820万円の減額でございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款1諸収入、項1目1貸付金元利収入、節2説明欄2、西部医療機構貸付金利子収入197万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款2項1市債、目1病院事業債、節1説明欄1、西部医療機構貸付事業債4億9,820万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1項1目1節20貸付金、説明欄、西部医療機構貸付金4億9,820万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款2項1目1公債費、節22償還金利子及び割引料、説明欄、地方債償還利子197万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 最初の借入れ9億1,000万円が、そんなに必要なくなったという話ですけれども、コロナによる影響分ですね。どれだけ減収する見込みだったかと、現在の時点でどれだけ減収する見込みかというのがあって、それで1回目の借入れプラス今回の10.3億円分、補助金なんかで。これを合わせてその減収分を何とかカバーできる見込みというふうに理解していいですか。その減収分というのはどのくらいと見込んだかということと、お願いします。

○委員長（小島信一君） 減収の見込額と、これで足りるのかというお話ですか。

では、宮田地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（宮田勝人君） 前回の9月で9億1,190万円というのが、年度末までに不足するという額でございました。今回国からの補助金等の収入がございまして、1回目の協議で、12月までで不足する額として4億1,370万円を貸し付けたところでございます。その後、国の、また県もございしますが、補助金のほう、コロナウイルスに対応した医療支援の補助金のほうが拡充されたことによりまして、今回総額で約10.3億円の収入が見込めるということになりました。

そのほか、今回その10億円の中には、一番大きいところでは病床確保の約6億5,000万円というところでございます。そのほか、今回の補助金の中には、慰労金として直接病院のほうで使えるものではなくて、個人に行ってしまうものもございます。そういったものを引きますと、実際運営として使えるものとしては約8億2,000万円程度ということになります。そして、補助金につきましては、年度末までには全額まだ入ってくるというわけではございません。年度末には大体4億円程度しかまだ入ってこないというような状況でございます。そういったものを合わせても、今後西部医療機構のほうでは、今後の運営については一定のめどがついたということでございます。

○委員長（小島信一君） 皆様にもこの追加の資料は行っていますかね。これ見ると十分足りているようにも思えますけれども。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 国の補助があっても十分ではないというのがよく言われているところで、だから

茨城県西部メディカルセンターの場合は、そこがどうなのかということなのです。それを見るには3月までにどのくらいの減収を見込むかということと、それを補填する分として第1回目の3億幾らの分と、今回実質は8億2,000万円ということですが、それでカバーできるのだろうかどうなのだろうか、足りないような気は、私しているのですけれども、どうなのかということなのです。

○委員長（小島信一君） 質問の趣旨は、この予算で足りるのかということなのですよ。

宮田地域医療推進課長、もう1度。

○地域医療推進課長（宮田勝人君） 国の補助金からは、吉原課長が先ほどご説明しましたように、運営で使えるのが、今約8億2,000万円程度です。そのほか年度当初の医業収入は非常に劇的に下がってございました。その後、徐々にではございますが、改善のほうもしてございます。医業収入、本来のほうの収入のほうも改善の方向を見てございますので、それも合わせて、補助金とも合わせて一定のめどが立ったということでございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 一定のめどが立ったというのは、かなり解釈に幅があるので、減収見込み分に非常に近く、それを上回ることはないと思うので、非常に近く補填できたというふうに考えていいのですか。

○委員長（小島信一君） よろしいですか、宮田地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（宮田勝人君） そのとおりでございます。一定のめどというのは、茨城県西部メディカルセンターさんのほうにも確認はしているところなのですが、令和3年度末まではめどが立つというお話です。

（「次年度分も含めての話」と呼ぶ者あり）

○地域医療推進課長（宮田勝人君） （続）末までのめどが立っているということです。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 資料のほう、ありがとうございました。その資料の中で、医療従事者に支払われる慰労金なのですが、これは1人当たりお幾らぐらいで、何人に支払われるのかということが1点、もう1点は、先ほどの10億円のうち8億2,000万円ほどが運営に使えるということで、1回目の4億円の貸付けと合わせて12億円ぐらいが茨城県西部メディカルセンターに入っているわけですが、当初不足するのが9億円ぐらいという話で、9億円より多く入っているので、実際にこれほど必要なのかということが1点、必要以上に茨城県西部メディカルセンターにお金を渡し過ぎて、運営が甘くならないかということについてお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、この合計算定になるのかな、宮田地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（宮田勝人君） まず、慰労金でございます。まず、茨城県西部メディカルセンターでは、この慰労金につきましては、職員さん、医療従事者、そのほか、例えば茨城県西部メディカルセンターの中で働いていらっしゃる委託業者、そういった者も含めての数になります。そういう方に対しても慰労金を支払うという要綱になってございます。まずは、茨城県西部メディカルセンターのほうでございますが、正規、非正規の職員で447名、委託業者で89名、合計で536名。そのほか筑西診療所、そちらの正規、非正規の職員が19名、委託業者が3名、合計で22名。茨城県西部メディカルセンターと筑西診療

所を合わせまして558名の方に慰労金のほうを渡してございます。

病院のほうの方につきましては、お一人20万円、診療所の職員のほうにつきましては、お1人当たり5万円となっております。

それで、今回補助金等も含めて多くの金額が茨城県西部メディカルセンターのほうに、茨城県西部医療機構のほうに入っております。ただそれも国の補助金につきましても、これから先どうなるかというのは非常に不透明でございます。これがずっと続くとも限らないわけでございますので、決して多過ぎるというようなことではなくて、非常に運営上助かっているということでございます。引き続き医業収入、本来のほうの医業収入、こちらのほうを伸ばすということで今後もやっていきたいということでございますので、また甘くならないような形で……

○委員長（小島信一君） ざっくり数字から言うと、9億円足りなかったところ10億円入ったのだから、足りているのだろうと私なんかも思いますけれども、甘くならないようにと、小倉委員からの質問でしたけれども、よろしいですか。

（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決をいたします。

議案第35号「令和2年度筑西市病院事業債管理特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時22分

○委員長（小島信一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの議案第30号について発言を求められておりますので、これを許可します。

赤城保健福祉部長。

○保健福祉部長（赤城俊子君） 先ほど議案第30号で、あけの元気館等複合施設駐車場整備事業でご説明をさせていただいた中で、小倉委員さんから、工事費について市で出す分はないのでしょうかというご質問をいただきましたが、先ほどは「ありません」とお答えさせていただきましたが、今回令和3年度の予算の中で、測量・設計委託料ということで、こちらは一般財源で598万4,000円を計上させていただいてお

ります。これは工事に伴います事前の測量等になりますので、そちらだけ追加と訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（小島信一君） 了解いたしました。

小倉委員、よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） それでは、続きまして、議案第38号「筑西市介護保険条例の一部改正について」審査願ひます。

介護保険課から説明願ひます。

○介護保険課長（中澤俊明君） 介護保険課の中澤です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 中澤介護保険課長、願ひします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第38号「筑西市介護保険条例の一部改正について」ご説明いたします。

この条例の一部改正は、税制改正により健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和2年12月24日に公布されたことに伴い、合計所得金額に係る条例の一部を改正するものでございます。

1 ページを御覧ください。下から9行目、第5条第1項第6号アに租税特別措置法「第35条の3第1項」を追加し、合計所得金額から低未利用土地等の早期譲渡所得に係る特別控除について定めるものでございます。

次に、下から4行目、附則、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例、新設でございまして、第1項から第13項にかけまして、第1号被保険者の合計所得金額に給与所得、または公的年金等に係る所得が含まれている場合の保険料率の算定について、合計所得金額から10万円を控除して得た額とする。租税特別措置法によると定めるものでございまして。

最後に、附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございまして。

説明は以上でございまして。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決をいたします。

議案第38号「筑西市介護保険条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第55号ですが、これも同じ名称の「筑西市介護保険条例の一部改正について」となっておりますが、内容が少し違います。

それでは、引き続き介護保険課から説明願ひます。

中澤介護保険課長。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第55号「筑西市介護保険条例の一部改正について」ご説明いたします。

この条例の一部改正は、介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が、令和3年2月17日に公布されたことに伴い、介護保険料率に係る条例の一部を改正するものでございます。

1 ページを御覧ください。下から9行目、第5条第1項でございます。同項第7号から第9号の市町村民税本人課税等に当たる第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる合計所得金額を、それぞれ210万円、320万円と改めるものでございます。また、同条第2項から第4項の低所得者の保険料率軽減について、令和3年度から令和5年度までの各年度に改めるものでございます。

最後に、附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決をいたします。

議案第55号「筑西市介護保険条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第39号「筑西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について」審査願います。

引き続き介護保険課から説明願います。

中澤介護保険課長。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第39号「筑西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について」ご説明いたします。

この条例等の一部改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和3年1月25日に公布されたことに伴い、関係する4条例の一部を改正するものでございます。

1 ページを御覧ください。下から10行目、第1条、「筑西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正」でございます。

下から3行目、第1条の2に第5項、第6項を加え、高齢者の虐待防止のための必要な体制の整備及び介護サービス情報の活用により、居宅介護支援の提供についての規定を追加するものでございます。

次に、2ページをお開きください。下から14行目、第4条第2項では、利用者への訪問介護等のケアマネジメントについて、下から2行目、第13条第18号の3では、訪問介護に係る居宅介護サービス計画の利

用の妥当性を検討する等の規定を追加するものでございます。

次に、3ページをお開きください。上から12行目、第19条第4項では、職場内のハラスメント対策について、その下第19条の2では、感染症や災害が発生した場合の必要な居宅介護支援が継続的に提供できる体制づくりについて、その下第21条の2では、感染症の発生及びまん延防止のための措置についての規定を追加するものでございます。

次に、4ページをお開きください。上から7行目、第22条第2項では、事業所における運営規定等の閲覧について、その下第27条の2では、虐待の防止について、その下第5章雑則第31条では、記録の電磁的保存等についての規定を追加するものでございます。

次に、5ページをお開きください。上から2行目、第31条第2項では、利用者への説明等の電磁的方法について、その下附則第2項では、管理者に係る経過措置について規定を追加するものでございます。

次に、中段第2条、「筑西市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正」でございます。題名を「筑西市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改めますとともに、この条例の主な改正点につきましては、先ほどの居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例と同じであるほか、全ての介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修の事項を義務づけ、及び運営推進会議等外部評価の規定を追加するものでございます。

次に、8ページをお開きください。下から11行目、第6条に第3項から第7項を加え、オペレーターの併施設等の職員との兼務、訪問介護員職員と兼務等配置基準の緩和についての規定を追加するものでございます。

次に、10ページをお開きください。上から13行目、第16条第2項では、事業所と同一建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合、居住者以外の利用者へのサービスの提供について規定を追加するものでございます。

次に、11ページをお開きください。上から5行目、第32条第2項では、災害への対応として避難訓練の実施に当たり、地域住民との連携に努めることについての規定を追加するものでございます。

次に、12ページをお開きください。下から11行目、第47条第2項、第3項では、管理者の配置基準について、共用型事業所の他の職務、または同一敷地内にある他の事業所、施設、本体事業所等の職務に従事することができるとの規定を追加するものでございます。

次に、14ページをお開きください。上から4行目、第90条第1項ただし書きでは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活居住における夜間及び深夜の介護従事者の配置について、その下第9項では、サテライト型事業所の人員配置について、その下第91条第2項では、サテライト型事業所における管理者の配置について規定を追加するものでございます。

次に、16ページをお開きください。中段、第131条第1項ただし書きでは、他の社会福祉施設等の栄養士、または管理栄養士と連携を図ることにより、栄養士の配置についての規定を追加するものでございます。

次に、17ページをお開きください。中段、第143条の2では、施設における入所者の栄養管理について、その下第143条の3では、入所者の口腔衛生の管理体制の整備について規定を追加するものでございます。

次に、20ページをお開きください。上から8行目、第3条、「筑西市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正」でございます。題名を「筑西市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改めますとともに、この条例の主な改正内

容につきましては、先ほどの地域密着型サービスに関する基準等を定める条例と同じでございます。

次に、28ページをお開きください。下から8行目、第4条、「筑西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正」でございます。題名を「筑西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」に改めますとともに、この条例の主な改正内容につきましては、先ほどの地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例と同じでございます。

最後に、附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） この資料を出していただいて、非常に分かりやすくありがとうございます。その中で2ページのところでちょっと質問があるのですが、9番と10番のところですが、9番のほうでは、ケアマネジメントの公正・中立性の確保を図る観点からということで、同一事業者サービス提供割合などの説明をするという部分があって、これはもしかしたら現状は公正、その同一事業者のサービス提供の割合が問題があるのかなということと、10番では、訪問回数が多い利用者の方は、ケアプランの点検、検証の仕組みを入れるということで、要するにこれはどういう意味なのかということなのですが、現状に問題があるということなのですか。

○委員長（小島信一君） 中澤介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長（中澤俊明君） お答えいたします。

まず、9番の質の高いケアマネジメントの推進でございますが、こちら問題があるというわけではございません。今も現在も支援事業者につきましては、公正公平なケアプランを作成していただいております。ただ行政としましても、指導をする立場上、現在ケアプランの点検やそういったものを行っているところなのですが、特に問題等はありません。

10番の生活援助の訪問回数が多い利用者への対応というところにつきましても、ケアマネジャーさんが事業所に集中してケアプランを作成したりしていることはございません。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 確認です。チェックを強化するという意味ですね。

○委員長（小島信一君） 中澤介護保険課長。

○介護保険課長（中澤俊明君） 委員さんおっしゃるとおり、チェックを強化するということでございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決をいたします。

議案第39号「筑西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第54号「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」審査願います。

引き続き介護保険課から説明願います。

中澤介護保険課長。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第54号「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴うものであり、当該法律及び政令により改正等のなされた法令の条項を引用している健康増進課、地域医療推進課、医療保険課、介護保険課所管の各条例を改正するものでございます。

1 ページを御覧ください。下から2行目、第2条、「筑西市感染症対策事業基金条例の一部改正」でございます。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が定める感染症として、新型コロナウイルス感染症が加えられたことにより、当該規定の必要性がなくなったため、これを削るものでございます。

次に、2ページをお開きください。上から4行目、第3条、「筑西市国民健康保険税条例の一部改正」、その下第4条、「筑西市介護保険条例の一部改正」、その下第5条、「筑西市国民健康保険条例の一部改正」でございます。それぞれ新型コロナウイルス感染症の定義として引用する法律の条項が改正により削られたことから、法律の定めに則した規定とするための改正でございます。

次に、下から7行目第6条、「筑西市夜間休日一次救急診療所条例の一部改正」でございます。引用する政令が廃止されたことにより、新型コロナウイルス感染症の定義を法律の定めに則した規定とするための改正でございます。

次に、3ページをお開きください。第7条、「筑西市臨時地域外来検査センター条例の一部改正」でございます。新型コロナウイルス感染症の定義として引用する法律の条項が改正により削られたことから、法律の定めに則した規定とするための改正でございます。

最後に、附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」ものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決をいたします。

議案第54号「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第56号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査願います。

なお、議案第56号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思えます。

それでは、健康増進課から説明願います。

○健康増進課長（外山知子君） 健康増進課の外山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 外山健康増進課長、お願ひします。

○健康増進課長（外山知子君） 議案第56号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）」についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正でございます。備考欄、筑西あけの元気館等複合施設指定管理委託（令和2年度減収補填分）、期間、令和2年度から令和5年度、限度額、1,019万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。内容は、歳出にてご説明させていただきます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目4保健センター管理費、節12委託料、説明欄、あけの元気館管理運営事業に指定管理委託料として1,121万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。増額の理由といたしまして、あけの元気館等複合施設は、利用料金収入と指定管理委託料によって運営している施設ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休館や施設利用者の減少を余儀なくされ、当初の収支計画に対して利用料金収入が著しく減少しております。そのため指定管理委託料を増額し、指定管理者の事業運営を支援することにより、公共施設サービスの継続を図るものでございます。

経費の明細でございますが、収入減少額から支出不用額を差し引いた額を収支影響見込額といたしました。この収支影響見込額を上限として、令和3年3月31日までの収支実績による収支影響額を確定し、令和2年度の指定管理委託料を増額いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明願います。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課、吉原です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） 吉原高齢福祉課長、お願いします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 議案第56号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）」のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。繰越明許費補正でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策事業1,815万9,000円の繰越明許をお願いするものでございます。これは現在実施している新型コロナウイルス感染症高齢者等任意検査費の助成事業について、県から2月19日付で本年度の余剰分を令和3年度に繰り越すことにより、令和3年度も引き続き助成事業を継続することができる旨の通知がありました。このことから令和3年度も事業を継続して実施するため、本年度の余剰分の繰り越しをお願いするものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

以上で保健福祉部の審査は終了しました。

ここで、執行部の入替えをお願いします。

〔保健福祉部退室。こども部・土木部建築課入室〕

○委員長（小島信一君） それでは、こども部の所管の審査に入ります。

初めに、議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査願います。

こども課から説明願います。

○こども課長（長島治子君） こども課、長島です。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長、お願いします。

○こども課長（長島治子君） 議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、こども課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。第4表、地方債補正、3. 廃止でございます。私立保育所等施設整備事業の地方債限度額6,780万円を全額減額するものでございます。これは私立保育所等施設整備事業の減額補正に対応するものでございます。詳細につきましては、歳入歳出にてご説明申し上げます。

次に、18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款13分担金及び負担金、項2負担金、目3民生費負担金、節2児童福祉費負担金、説明欄1、保育所入所児保護者負担金（私立分）について、474万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは令和2年度の現時点までの実績により、当初予算に比べ利用者が少なくなる見込みのため、実情に合わせて保護者負担金の減額補正をするものでございます。

20ページ、21ページをお開き願います。款14使用料及び手数料、項1使用料、目3民生使用料、節2児童福祉使用料、説明欄1、認定こども園使用料について、44万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは3号認定の利用者の増によるものでございます。

次に、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金、説明欄2、

子どものための教育・保育給付費負担金について、8,585万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

その下説明欄13、子育てのための施設等利用給付費負担金について、4,644万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄11、子ども・子育て支援整備交付金について、3,241万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

その下説明欄13、保育所等整備交付金について、8,455万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節2児童福祉費負担金、説明欄2、子どものための教育・保育給付費負担金について、5,639万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

その下説明欄13、子育てのための施設等利用給付費負担金について、2,322万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、22、23ページをお開き願います。項2県補助金、目3民生費県補助金、節2児童福祉費補助金、説明欄33、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金について、2,518万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

その下説明欄36、認定こども園施設整備補助金について、8,517万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄7、子ども・子育て支援整備交付金について、810万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款22市債、項1市債、目3民生債、節2児童福祉債、説明欄1、私立保育所等施設整備事業債について、6,780万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上の歳入補正の詳細につきましては、歳出にて説明させていただきます。

次に、28、29ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄の私立保育所等施設整備費補助事業について、2億5,458万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは学校法人が整備する教育・保育施設について、当該法人より、本年度中の整備完了が困難なため整備を来年度に延期する旨の申出があったことから、当該法人に対する補助金を減額補正するものでございます。

次に、目2児童措置費、説明欄、子ども・子育て支援給付事業について、2億6,007万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは市内のお子様が認可保育施設を利用した場合の事業費について、令和2年度の現時点までの実績により、当初予算に比べて公定価格の変更及び1号認定の利用者が少なかったことから、歳出額が減少する見込みのため減額補正をするものでございます。

その下説明欄、子育てのための施設等利用給付事業について、9,288万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、令和元年10月から開始した預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料無償化のための事業費について、令和2年度の現時点までの実績により、当初予算に比べ歳出が少なくなる見込みのため、実情に合わせて減額補正するものでございます。

30ページ、31ページをお開き願います。説明欄の最上段、放課後児童クラブ整備事業に4,862万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは先ほど私立保育所等施設整備費補助事業の補正説明に

ありました法人において、園舎内に整備予定の放課後児童クラブ施設の整備延期により減額補正をお願いするものでございます。加えて、現在整備を進めております2つの法人による放課後児童クラブ施設について、事業の進捗に合わせ減額補正をするものでございます。

次に、目5認定こども園費、説明欄の認定こども園せきじょう管理運営経費につきましては、歳出補正ではございませんが、歳入で説明した認定こども園使用料を充当するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第56号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査願います。

なお、土木部建築課が業務に関連しておりますので、入室を求められております。

認定こども園せきじょうから説明願います。

○認定こども園せきじょう園長（飯山敏江君） 認定こども園せきじょう、飯山です。よろしく願いします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 飯山認定こども園せきじょう園長、願います。

○認定こども園せきじょう園長（飯山敏江君） 議案第56号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）」のうち、認定こども園せきじょうの補正予算についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1. 追加でございます。款3民生費、項2児童福祉費、事業名、児童福祉施設維持事業について、2,552万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは令和2年第3回臨時会でお認めいただきました補正予算で、認定こども園せきじょうの保育園舎の屋根の改修工事でございます。工期は令和2年12月22日から令和3年3月26日としておりますが、着工前に腐食箇所の状況把握を徹底した結果、使用材料の変更を含めた工事内容の変更が必要となってしまったこと、さらに園児を預かりながらの工事となるため、園児や職員及び送迎する保護者の安全を確保した上での工事となること、また雨天時や強風時には工事を中止せざるを得ないことなどから、今年度内の工事完了が難しい状況となったため、工期を延長するものです。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

以上でこども部の審査は終了しました。

執行部の入替えをお願いします。

〔こども部・土木部建築課退室。教育委員会入室〕

○委員長（小島信一君） それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査願います。

まず、学務課から説明願います。

○学務課長（松岡道法君） よろしく申し上げます。

○委員長（小島信一君） 松岡学務課長、申し上げます。

○学務課長（松岡道法君） よろしく申し上げます。議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、学務課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

補正予算書10、11ページからになります。第3表、繰越明許費補正、追加でございます。款10教育費、項2小学校費、事業名、小学校感染症対策学校教育活動継続支援事業、金額1,960万円、同じくその下段になります項3中学校費、事業名、中学校感染症対策学校教育活動継続支援事業、金額840万円でございます。こちらの2つの事業につきましては、国の令和2年度第3次補正予算に計上されました感染症対策等の学校教育活動継続支援事業という補助事業を受けまして、学校の感染症対策の徹底を図りながら、学校教育活動を円滑に継続するために必要な予算を補正計上の上、令和3年度に繰り越ししようとするものでございます。

次に、12、13ページ、第4表、地方債補正、2. 変更でございます。表の下から2段目、起債の目的の欄の協和幼稚園施設解体事業、補正前限度額8,170万円、補正後限度額7,100万円につきましては、協和幼稚園解体事業費の確定見込みに伴いまして、必要な補正、地方債の事業を変更しようとするものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10教育費国庫補助金、説明欄13、公立学校情報機器整備費補助金193万5,000円の増をお願いするものでございます。こちらはGIGAスクール構想における国の交付決定が改めてなされたことに伴いまして増額補正をさせていただきたいというものでございます。

同じく項4交付金、目10教育費交付金、説明欄7、感染症対策学校教育活動継続支援事業費交付金1,400万円の増につきましては、先ほど繰越明許費でご説明させていただきました国の第3次補正予算を受けて、学校の感染症対策に要する経費について、事業費の2分の1の交付金を受けようとするものでございます。

次に、22、23ページになります。款18寄附金、項1寄附金、目11ふるさと納税寄附金、説明欄3、ふるさと納税（クラウドファンディング）38万7,000円の増は、小中学校入学祝品支給事業を対象に募集しましたガバメントクラウドファンディングにご寄附いただいた寄附金でございます。

次に、24、25ページをお開き願います。款22市債、項1市債、目10教育債、説明欄3、協和幼稚園施設解体事業債1,070万円の減額は、地方債補正でご説明いたしました事業費の確定見込みを調整しまして、減額しようとするものでございます。

次に、34、35ページをお開き願います。事項別明細書、歳出でございます。款10教育費、項2小学校費、目1小学校管理費、説明欄、小学校感染症対策学校教育活動継続支援事業に1,960万円の増額をお願いするものでございます。こちらは先ほどもご説明しました国の第3次補正予算を受け、学校の感染症対策を図るための経費を計上しようとするものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、項3中学校費、目1中学校管理費、説明欄、中学校感染症対策教育活動継続支援事業に840万円の増額をお願いするものでございます。こちらも小学校費と同じように学校の教育活動の中で感染症対策を行いながら事業を進めるということで、国の補正予算を受け、予算計上しようとするものでございます。

すみません、飛んでしまいました。目2小学校教育振興費、説明欄、小学校入学祝品支給事業に、歳入

として、先ほどご説明しましたガバメントクラウドファンディングでご寄附いただいた38万7,000円のうち、26万2,000円を充当しようとするものでございます。

同じく目2の中学校教育振興費、説明欄、中学校入学祝品支給事業につきましても、小学校と同じように、ガバメントクラウドファンディングでご寄附いただきました寄附金のうち、12万5,000円を充当しようとするものでございます。

次に、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、説明欄、協和幼稚園施設解体事業につきましては、地方債でご説明させていただきました事業費の地方債の減額分を歳入減額するとともに、事業費の確定見込みを勘案しまして、949万1,000円の事業費の減をしようとするものでございます。

以上が学務課所管の補正予算でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第30号について、全ての部の説明、質疑が終了しました。

議案第30号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、福祉文教委員会所管分の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第41号「筑西市立学校設置条例の一部改正について」審査願います。

引き続き学務課から説明願います。

○学務課長（松岡道法君） よろしく申し上げます。議案第41号「筑西市立学校設置条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

まず、提案の経緯でございますが、明野地区義務教育学校の整備につきましては、平成31年2月から準備委員会及び各専門部会において開校の準備を進めさせていただいているところでございます。今回の学校設置条例の一部改正の提案としましては、新しい義務教育学校の名称につきまして、令和元年12月に公募を実施し、その後準備委員会において協議を重ねた結果、「筑西市立明野五葉学園」という名称がふさわしいというご推薦をいただいたところでございます。また、新たな施設一体型の校舎整備に当たりましては、令和3年度予算に工事請負費、設計管理費等予算を3か年継続で計上させていただいているところでございます。このような状況の中で、名称を「筑西市立明野五葉学園」とする義務教育学校を設置することについて、条例の改正議案をお願いするものでございます。

条例改正の内容でございます。改正前の筑西市立学校設置条例につきましては、小学校と中学校の設置について規定する条例でございましたが、第3条に新たに義務教育学校を設置する根拠として追加するものでございます。

次に、第1表の中では、小学校の一覧が記載されている表でございますが、新たに明野五葉学園を設置

することに伴い、明野地区の5つの小学校を削ろうとするものでございます。また、別表第2では、中学校の一覧になるのですが、明野中学校を削ろうとする改正でございます。そして、新たに別表第3として、義務教育学校の表を追加し、明野五葉学園という名称を追加するものでございます。

最後に、附則でございます。この改正条例の施行日を令和6年4月1日とし、義務教育学校として筑西市立明野五葉学園を設置、開校しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決をいたします。

議案第41号「筑西市立学校設置条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第56号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査願います。

施設整備課から説明願います。

○施設整備課長（鈴木勝利君） 施設整備課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 鈴木施設整備課長、お願いします。

○施設整備課長（鈴木勝利君） それでは、議案第56号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）」のうち、施設整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和3年度当初予算事業として予定しておりました小学校施設環境整備改修事業の五所小学校の西校舎、関城東小学校の南校舎、古里小学校の南校舎、新治小学校南校舎の大規模改造につきまして、国の補正予算等により学校施設環境改善交付金事業として前倒しで採択されたことに伴い、今回補正予算による事業としてお願いするものでございます。

それでは、補正予算書によりご説明いたします。6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款10教育費、項2小学校費、事業名、小学校施設環境整備改修事業8億4,001万5,000円の繰越明許をお願いするものでございます。令和2年度補正予算に計上し、年度内での工事が困難なことから、令和3年度へ全額繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。第4表、地方債補正、1. 変更でございます。学校整備事業のための地方債の限度額を7億6,000万円から13億3,640万円に、5億7,640万円の増額補正をお願いするものでございます。これは先ほど説明申し上げました小学校施設環境整備改修事業の実施に伴うものでございます。事業の内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目10教育費交付金、節1義務教育費交付金、説明欄4、学校施設環境改善交付金

2億6,265万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同じく款22市債、項1市債、目10教育債、節7学校債、説明欄1、学校整備事業債5億7,640万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。3、歳出でございます。款10教育費、項2小学校費、目3小学校営繕費、説明欄、小学校施設環境整備改修事業として8億4,001万5,000円の増額補正でございます。これは先ほどご説明申し上げました国の補正予算等により、学校施設環境改善交付金事業として、前倒しで採択されたことに伴い、今回補正予算による事業とするものでございます。内容としましては、五所小学校西校舎、関城東小学校南校舎、古里小学校南校舎、新治小学校南校舎の大規模改造工事の経費でございます。節12委託料に施設環境整備改修工事監理委託料として3,969万9,000円、節14工事請負費に施設環境整備改修工事費として8億31万6,000円をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第56号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第56号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）」のうち、福祉文教委員会所管分について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会所管の審査を終了します。

これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査を終了します。

執行部は退室願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（小島信一君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思っております。

以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時31分